

2015年4月22日
東京ゲームショウ事務局

東京ゲームショウ 2015 に出展をお考えの皆様へ J-LOP+ (ジェイロッププラス)への申請について

日本のコンテンツの海外展開、および海外発信に対する総合的な支援をしてきた助成金「J-LOP (ジャパン・コンテンツ ローカライズ&プロモーション支援助成金)」は、J-LOP+ (地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業費補助金)として、新しい補助金事業に変更になりました。

J-LOP+は、字幕・吹替え等の「現地化」および国際見本市等への出展等の「プロモーション」支援を継続し、①地方発コンテンツの発信強化、②支援対象の拡大、③使い易さの向上が拡充されています。

今回から「認定イベント」という枠組みはなくなりましたが、東京ゲームショウ 2015 に出展し、海外市場に向けた展開を目指す日本のコンテンツ企業は、申請の資格があります。

TGS2015 に出展をお考えの皆様で、J-LOP+の申請をご予定されている場合は、以下の点を留意の上、J-LOP+ (<http://j-lop.jp/plus/>) のサイトの応募要項などをご確認ください。

●J-LOP+に関する基本な考え方

- (1) 海外進出するコンテンツ支援、という枠組みは変わりません。
- (2) 国内・国外問わず、海外展開を促進する事業が補助対象となります。
- (3) 補助金額は、原則として対象経費の2分の1。「地域経済活性化に特に資する事業」で、一定の条件を満たした場合に限り3分の2の補助が可能となります。

●東京ゲームショウ出展社への注意点

- (1) 申請タイミング
 - a) 申請する内容については、未発注であること。すでに発注してしまった（契約を交わした）経費は認められません。
 - b) 同じプロジェクトや案件で、違う内容を申請することはできません。
(TGS の場合は、最初に出展料の申請をして採択された後、造作物・運営費などを再度申請することはできません。ただし、出展料と造作物、運営費などを、1回にまとめて申請することはできます)
 - c) 申請の締切日と審査結果の通知日を月2回に設定し、公表します。
(15日締め切り→当月末までに結果発表／月末締め切り→翌月15日までに発表)

★J-LOP+に申請する企業で、かつTGS2015の出展申込締切（5/29）に間に合わせるなら、以下の①か②のいずれかの段取りが必須です。

①4月30日（木）までに申請書類をJ-LOP+へ提出→5月15日（金）までの結果通知を受けてから出展を申し込んでください。

②5月15日（金）までに申請書類をJ-LOP+へ提出→5月29日（金）までの結果通知を受けてから出展を申し込んでください。

もし、出展申込締切よりも、J-LOP+を優先して、TGS出展申込締切後に、出展申込をする場合は、想定する小間数や小間位置などが確保できない場合がありますので、気をつけてください。

d) 自社ブースにどのくらいの海外来場者（ビジネス、メディア、一般）が観覧・商談に来場しそうなのか、（昨年の実績がある場合はそれをベースに）今年の見込み数字を、申請時に説明する必要があります。

e) 自社の海外への情報発信力、展開案について、申請時に具体的な説明が必要になります。

f)以下の場合、内容を修正した後、再申請をする事が可能です。

- ・決定内容に不服がある場合。（申請を結果発表後10日以内に取り下げ、内容を修正）
- ・不採択になった場合

（2）出展内容について

a) CERO Z 指定タイトルは成人向けコンテンツなので、J-LOP+の補助対象外になります。ただし、CERO Z 指定タイトルがブース内に展示されている場合でも、下記の用件を申請時に行ってください。CERO Z 指定タイトル以外の部分は補助対象となる可能性があります。

- ①成人向けコンテンツをブースに展示することを、必ず事前に説明してください。
- ②その上で、成人向けコンテンツを展示する場所を、TGSの規定に則ったクローズドエリアで管理し、他の一般向けコンテンツと通路などで明確に分離してください。
- ③申請する対象費用（全体）から、成人向けコンテンツの分を除外してください。

※Zタイトルの展示方法は、CESAが定める「18歳以上の対象家庭用ゲームソフトガイドライン」を必ず確認してください。

b) 展示パネルや配布物チラシなどの2カ国語対応などは、証拠となる現物を保管しておくか、写真などの記録を残してください。会期後、J-LOP+に提出する実績報告書にまとめる必要があります。

c) App StoreやGoogle Playなどのプラットフォーム上で、「ゲーム」カテゴリに分類されていないスマートフォン向けアプリは、J-LOP+の対象ではありません。

●お問い合わせ先

本件に関するご質問等は、J-LOP+ホームページ（<http://j-lop.jp/plus/>）のお問い合わせフォームへ直接お問い合わせください。

以上